

「レンタカー許可事業者」の皆様へ

令和4年9月1日からレンタカーの増車・代替について、届出が不要となります。

(輸送部門における事業用自動車等連絡書等の經由手続きが不要※ただし、マイクロバスを除く。)

事業用自動車等連絡書の代わりに、レンタカー登録時に、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となります。

レンタカー事業者証明書の交付申請書については随時受付しております。

※交付申請書の受付から証明書発行(交付)までは2週間程度お時間をいただきます。

《申請・交付方法》

① 電子メールでの申請

以下のアドレスあてに《提出書類》を Excel 形式で送付

アドレス: [tth-fukushima-kashiwatashi★gxb.mlit.go.jp](mailto:tth-fukushima-kashiwatashi@gxb.mlit.go.jp) (★を@に変えてお送りください。)

※受信専用アドレスのため返信は行いませんが、スパムメール防止のため、件名に「事業者名」と「レンタカー事業者証明書交付申請」の入力、申請に不備等ある場合には連絡をする場合がありますので、メール本文内には事業者名及びご担当者様の氏名、連絡先をご入力願います。

※申請書の控えは送付いたしません。

② 窓口持参

③ 郵送

※②、③の場合において申請書の控えが必要な場合には、申請書を2部ご用意ください。

※①～③いずれの場合も、発行したレンタカー事業者証明書の郵送での交付を希望する場合は、必要な金額の切手を貼った返信用の封筒(A4用紙が入るサイズ)をご用意ください。(輸送・監査部門窓口での交付も可能です。)

※FAXでは受付できません。

《提出書類》

レンタカー事業者証明書交付等申請書

※様式は福島運輸支局 HP (<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub43.htm>) に掲載します。

《留意事項》

・レンタカー事業者証明書は申請後の即日交付はできませんので、申請日に登録手続きを行いたい場合には、輸送・監査部門の窓口で事業用自動車等連絡書を発行します。(増車の届出は不要)

※証明書交付後は事業用自動車等連絡書の発行は行いません。

・レンタカー事業者証明書の記載事項に変更がある場合にも、上記同様に取り扱います。

・ワンウェイ方式実施事業者証明書が別途ありますので、申請書内の区分の記載にご留意願います。

・レンタカー事業者証明書には営業所の住所の記載がありませんので、営業所の新設・変更(廃止を含む)があった場合には確実に輸送・監査部門へ事前に届出いただくようお願いいたします。

・マイクロバスの増車をする場合は、これまでと同様、登録の7日前までに直近2年間分の貸渡簿の写しを提出のうえ、登録時に連絡書の添付が必要となります。

・登録の際は事業者証明書の原本ではなく「写し」を添付いただくようお願いいたします。

本件にかかるお問い合わせ

福島運輸支局輸送・監査部門

〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田54

TEL: 024-546-0345 (音声ガイダンス3)